



法廷でうんこが連呼された

うんこを入れた封筒が韓国領事館に 5 回送付された。

差出人は威力業務妨害として、提訴され、

1 審では広島地裁で威力業務妨害が成立する判決が下されたが、
弁護士が控訴し、広島高裁では、控訴が棄却された。

法廷ではうんこが威力に相当するか、

うんこが危険物に相当するか

熱く議論が繰り返され、うんこが連呼された。

